

## 令和4年6月期の有期雇用教職員及び無期雇用教職員の期末手当について

### 1. 基準日等

#### (1) 基準日

令和4年6月1日

#### (2) 調査期間

基準日前6か月間

### 2. 支給対象者

#### (1) 支給対象者の要件

次のア～ウの全てを満たす者を支給対象者とします。

ア 基準日時点で有期雇用教職員又は無期雇用教職員として在職していること若しくは有期雇用教職員又は無期雇用教職員を基準日前1か月以内に退職していること

イ 基準日（基準日前1か月以内に退職している場合にあっては当該退職の日）時点において、有期雇用教職員又は無期雇用教職員として6か月以上の雇用契約を締結していること

ウ 調査期間において実績の勤務時間数\*が66時間以上である月が1月以上あること

※ 勤務時間数は次の時間数の合計とします。（3－(2)の勤務時間数も同様）

- ・現に勤務した時間（所定の勤務時間以外の勤務及び休日の勤務の時間を含む。）
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

#### (2) 支給対象から除外される者

基準日時点において、以下のいずれかに該当する者には期末手当は支給されません。

- ・無給休職中の者
- ・起訴休職中の者
- ・専従休職中の者

- ・ 停職中の者
- ・ 育児休業中の者（調査期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある者は除く。）
- ・ フルタイム特任教員、特別招へい教員及び旧市大制度からの移行に伴う経過措置が適用されている再雇用職員である者<sup>※</sup>
- ・ 給料を決定する際に期末手当相当額を含めて給料が決定されている者

※フルタイム特任教員については、ここに記載する期末手当ではなく、別途常勤教員に準じて期末手当及び勤勉手当が支給されます。特別招へい教員及び旧市大制度からの移行に伴う経過措置が適用されている再雇用職員については、年俸又は給料の額に期末手当相当額が含まれていることから、期末手当は支給されません。

### 3. 期末手当の額

#### (1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数

#### (2) 期末手当基礎額

調査期間<sup>※1</sup>において各月における実績の勤務時間数が 66 時間以上である月の勤務に支給されたア及びイに定める額の総額を 6 で除して得られる額

ア 給料<sup>※2</sup>

イ 100 分の 100 以上の割合で支給された時間外勤務手当のうち割増分を除いた額

※1 調査期間中に契約更新、再契約した場合の契約更新又は再契約前の契約期間を含みます。

※2 給料は次の時間数に対して支給された給料の合計とします。

- ・ 現に勤務した時間
- ・ 業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・ 業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・ 年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・ 特別休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・ 勤務しないことの承認（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・ 病気休暇（給料が 100 分の 100 の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

(3) 支給月数

	支給月数
再雇用無期雇用教職員以外	1.200 月
再雇用無期雇用教職員	0.675 月

4. 支給日

令和4年7月15日(金)

◆問い合わせ先◆

総務部人事課 給与・厚生担当

電話 072-254-7468

医学部・附属病院事務局 人事課人事担当

電話 06-6645-2721・2722